藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第２８５号

２００７年１２月１３日
（平成１９年）

藤沢市長　山　本　捷　雄　様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長　横山弘美

住民基本台帳に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

２００７年１１月３０日付けで諮問（第２８６号）された住民基本台帳に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

１　審議会の結論

(1)　藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成１５年藤沢市条例第７号。以下「条例」という。）第１２条第２項第４号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。

(2)　条例第１２条第５項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

２　実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1)　目的外提供の相手方

千葉県　行徳警察署　司法警察員　警視　向後　正己治

(2)　目的外提供依頼のあった個人情報

ア　住民基本台帳法第１２条に基づく住民票の写しの交付の有無

イ　住民票の写しの交付年月日

ウ　交付方法

エ　請求者に関する事項（請求者と窓口に来た者が異なる場合は窓口に来た者

に関する事項についても必要）

氏名・生年月日・住所・性別・連絡先等の判明事項

オ　請求者の人定確認方法　（請求者と窓口に来た者が異なる場合は窓口に来た者の人定確認方法）

カ　その他

捜査関係事項照会書にある「請求者」について確認したところ，請求者と窓口に来た者が異なる場合は窓口に来た者に関する事項についての個人情報も必要との回答を得ている。

また，「請求者と上記の者との関係」とは「本照会にかかる者との関係」であるとの回答を得ている。

(3)　照会の根拠規定

刑事訴訟法第１９７条第２項

(4)　目的外提供に対する実施機関の考え

ア　住民票の写し等の交付申請書から得られる個人情報の内容

本件の目的外提供に係る個人情報は，住民基本台帳法第１２条に基づく住民票の写し等の交付を受ける際提出する申請書に記載されている内容である。

住民票の写し等交付申請書によって得られる個人情報は以下のとおりである。

(ｱ)　請求者の住所，氏名，請求する証明書に記載されている者との関係

(ｲ)　窓口に来た者の住所，氏名，請求者との関係

(ｳ)　窓口に来た者の本人確認方法

(ｴ)　請求した年月日及び交付年月日

(ｵ)　交付方法（窓口における交付か郵送による交付か）

イ　照会の法的位置付け

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は，刑事訴訟法第１９７条第２項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第１９７条第２項の規定は，捜査をするにあたり，公務所又は公私の団体に対する照会による報告の請求権を認めたものであり，その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし，本件照会は，「捜査関係事項照会書」のとおり正当な請求権を有した司法警察員によって行われたものであるから，刑罰法令の適正かつ迅速な対応のために必要なものであり，また，この照会が正当なものであることを電話により確認している。

なお，本件照会に基づき，その詳細と照会の具体的な必要性について行徳警察署に問い合わせをしたところ，「捜査の内容の詳細については回答できないが，当署において捜査中の殺人事件の容疑者が照会対象者の住民票を不

正に取得して，この照会対象者になりすまして逃亡しているおそれがあるため，また，照会対象者が逃亡に関与しているおそれがあるため，交付の有無をはじめ照会した内容が必要である。」との回答があった。

ウ　目的外提供の必要性

今回の照会の目的は捜査上「いつ，どこで，誰が住民票を受け取ったのか。その時の本人確認は何をもって行ったのか」を知る必要があるということであり，この目的外提供に係る個人情報は，住民票の写し等交付申請書によってしか得られないものである。

また，本件の照会が，公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであり，その権利付与の規定に基づき，正当な権限を有するものによって行われたものであるから，照会そのものの正当性及び公益性は，認められるものである。

よって，本件の個人情報の目的外提供について勘案した結果，本件の照会に応じる必要があるものと判断した。

エ　目的外提供する個人情報

目的外提供依頼のあった個人情報のうち「請求者に関する生年月日・性別・連絡先等の判明事項」については住民票等交付申請書の記載事項にないため，今回の目的外提供にあたっては２(4)アの(ｱ)～(ｵ)について回答したい。

(5)　目的外提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外提供する場合は，当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし，本件の目的外提供は，捜査のために行うものであり，また，照会対象者が容疑者の逃亡に関与している可能性があるため，本人通知をした場合には，当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認したことから，本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため，当該通知を省略することとしたい。

(6)　提出資料

ア　捜査関係事項照会書（写し）

イ　刑事訴訟法第１９７条第２項

ウ　個人情報取扱事務届出書

３　審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論(1)及び(2)のとおりの判断をするものである。

(1)　目的外に提供する必要性について

今回の照会の目的は捜査上「いつ，どこで，誰が住民票を受け取ったのか。

その時の本人確認は何をもって行ったのか」を知る必要があるということであり，この目的外提供に係る個人情報は，住民票の写し等交付申請書によってしか得られないものである。

また，本件の照会が，公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであり，その権利付与の規定に基づき，正当な権限を有するものによって行われたものであるから，照会そのものの正当性及び公益性は，認められるものである。

以上のことから判断すると，目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略することの合理的理由について

個人情報を目的外提供する場合は，当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし，本件の目的外提供は，捜査のために行うものであり，また，照会対象者が容疑者の逃亡に関与している可能性があるため，本人通知をした場合には，当該捜査の遂行に支障が生じることを実施機関では捜査機関に確認しているとのことである。

以上のことから判断すると，目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以　　上